

○委員長（小山 直子）

- ・ 開会宣告
- ・ 議題の確認

1 閉会中継続審査事件

- (1) 陳情第9号 函館の保育・学童保育、子育て支援の充実を求める陳情第1項第1号・第2号・第3号

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 本陳情について結論を出せるかどうか各会派の意見を伺いたい。なお、継続の場合は継続の理由も願う。

○吉田 崇仁委員

- ・ 年々女性が就労するようになり、子供の預かりがふえてきているということで、大変な苦勞をされている。しかし、法令上では具体的な準備がない中で函館市では標準モデルというか、現在の姿でいいのか検討中だと聞いている。そうしたことからもう少し様子を見守りたい。以上、第1項第1号、2号、3号すべて継続で願う。

○福島 恭二委員

- ・ 私どもも市政クラブさんと同じ意見で継続にしたい。

○池亀 睦子委員

- ・ 子育て支援に関して、今、国も検討しているということで、継続で願う。

○佐々木 信夫委員

- ・ 働く環境並びに市が標準モデルを考えているということで、それがまだ示されていない中において、全項目、継続で願う。

○本間 勝美委員

- ・ 結論から言うと継続である。この間、厚生労働省の調査でも学童保育所がふえればふえるほど、そういった需要が満たされて、全国的には学童保育所が不足している状況にある。先日、女性の貧困問題を取り上げたNHKの朝のテレビ番組「サイレントプア 声なき女性の貧困」の中で、本当に今、女性の働く環境が大変で、貧困のために学童保育所にも入れられないということで、日中、子供を育てて、夜にコンビニでアルバイトをして稼いでいるという視聴者の声があった。恐らく函館市内でも同様なケースがたくさんあると思うので、引き続き調査研究をして、標準モデルとはどのようなものか私なりに結論を出していきたいと思っているので、継続で願う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 皆さん継続ということなので、本件については次回以降、引き続き審査していく扱いとする。
- ・ 議題終結宣告

(2) 陳情第19号 福島第一原発事故による自主避難者に対する支援を求める陳情第2項第2号・第3号
・第4号・第5号

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 本陳情について結論を出せるかどうか各会派の意見を伺いたい。なお、継続の場合は継続の理由も願います。

○吉田 崇仁委員

- ・ 東北に北海道の中でも函館が一番近いという中で、何とかしてあげたいという気持ちは120%もあるが、国、東京電力が何の責めも負わない中で地方自治体にただ何かしてくれということは、いろいろお門違いとか問題もあるのではないか。あくまでも責めは国、東電にある。そういった中で各常任委員会でも十分議論を尽くしたいということであるので、第2項第2号から第5号まですべて継続でお願いしたい。

○福島 恭二委員

- ・ 私どもも同様に引き続き調査すべき課題だと思っている。来年の3月31日をもって、避難をしている人たちに対する援助が打ち切られるという話も出ている。これについて特に延長してほしいという要望である。現時点では20キロ圏内はもちろんのこと、住めるような状況ではないという状態が続いているわけだから、そういうことなどを考えれば当分の間は避難せざるを得ないと思う。引き続き、整備されるまでの間は支援を続けていくことが必要ではないのかと思っている。国その他の動きも少し見ながら、引き続き調査していきたいと思っているので、継続にしていきたい。

○池亀 睦子委員

- ・ 全国に福島の方たちが避難されているということを考えたときに、函館市など一つの自治体が独自で何か判断をしていくということは今の段階ではなかなか難しいと思う。これについては、やはり国の動向を見ながら市としても判断をする必要があるという考えなので、継続で願います。

○佐々木 信夫委員

- ・ 結論から言えば、全項目継続である。国がはっきり方針を示すべきであり、その方針も定かではないということで継続である。

○本間 勝美委員

- ・ 結論とすると継続である。それぞれの委員会に関わっており、衣食住の食と住にウエイトがあると思う。市営住宅については、総務で議論されていると思うが、本来であれば函館市民のために建設されて、函館市民のために提供されなければならないものだと思う。しかし、市内を歩くと、国家公務員住宅などが結構空き住宅が目立っているということもあるので、本来であれば議会としても国が積極的に関わられるような形で意見を出すべきだと思っている。今回、民生の部分に関しては、子供たちの検査に関するものなどが陳情として上がってきているが、内部被曝について国レベルでなかなか論議されていないということが一番の問題だと思っている。さらに調査研究をして次回の委員会に臨ん

でいきたいと思っているので、継続でお願いします。

○委員長（小山 直子）

- ・ 皆さん継続だということなので、本件については次回以降、引き続き審査していく扱いとする。
- ・ 議題終結宣告

(3) 陳情第20号 医療機関に搬送された患者の身寄り調査と引き取り手のない御遺体の対応を求める陳情第1項、第2項、第3項

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件について各委員から何か発言あるか。

○佐々木 信夫委員

- ・ 前の委員会のときに、保健福祉部と関係者が懇談するという話があった。懇談があったのか、どういう内容であったのか聞きたい。

○委員長（小山 直子）

- ・ 陳情団体が22日に保健福祉部に来て陳情の内容について訴える。保健福祉部だけではなく、関連する部署が集まって実態とあわせて話し合いを持ちたいということなので、その結果については22日以降でなければわからないという状況である。

○本間 勝美委員

- ・ 法律的にできるもの、できないものとあると思うので、22日に懇談を行ったところで函館市としてできるもの、できないものが明らかになってくると思う。22日以降、12月定例会の常任委員会の中で具体的な問題が見えてくるのではないかと考えている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 本陳情について、今のよう状況も踏まえながら結論を出せるかどうか各会派の意見を伺いたい。なお、継続の場合は継続の理由もお願いします。

○吉田 崇仁委員

- ・ 陳情第20号に関しては、少子高齢化、核家族化が進んでいる中で大きな社会問題になっており、最終的には当該自治体にも責任があると言われている。22日に陳情団体と保健福祉部と話し合いを持つということなので、それに大きく期待して継続にしたいと思うので、第1項から第3項まですべて継続でお願いします。

○福島 恭二委員

- ・ 私どもも同様にさらに調査をしたいと思う。特に22日に話し合いを持たれるようなので、その結果を待ちたいと思う。いずれにしてもこういった場合については国、自治体が責任を持って処置しなければならないとなっているので当然のことだと思うが、そういう点も踏まえて対応したい。とりあえず22日の結果を待ちたいと思うので継続で、お願いします。

○池亀 睦子委員

- ・ 基本的には継続である。中身が対応できる部分と法的なものに関わる部分とがあり大変難しい。し

っかりと時間をかけながら函館市としての態度をとっていかなければならないと思うので、22日を受けて判断をしていきたい。継続でお願いします。

○佐々木 信夫委員

- ・ 保健福祉部との対応の結果を見ながら判断したいと思うので、継続でお願いします。

○本間 勝美委員

- ・ 22日の話し合いの中身を見ながらということで、継続でお願いします。

○委員長（小山 直子）

- ・ 皆さん継続ということなので、本件については次回以降、引き続き審査していく扱いとする。
- ・ 議題終結宣告
- ・ 委員長の報告文については、委員長に一任願いたい。これに異議あるか。（異議なし）
- ・ これで閉会中継続審査事件を終わる。

2 閉会中継続調査事件

(1) 産業廃棄物処理施設設置計画について

○委員長（小山 直子）

- ・ 議題宣告
- ・ 環境部に出席を求める。

(環境部入室)

○委員長（小山 直子）

- ・ 本件にかかわっては、9月開催の当委員会において今回計画されている施設と同等の施設の状況について指しかけとなっていたので、まずこのことについて説明を受けたいと思う。また、民間事業者による産業廃棄物処理施設設置に関わる経過等についての資料が10月18日付けで提出されているので、あわせて説明をしていただき、その上で調査を進めたいと思う。
- ・ それでは資料について説明をお願いします。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 民間事業者が今回計画しているのは、埋立処分場の水処理施設から排出される放流水を焼却施設から排出される焼却ガスの冷却のために再利用するという施設だが、様似町が設置している一般廃棄物処理施設が同様の方法で放流水を再利用している。なお、産業廃棄物処理施設について該当する施設は道内にはない。
- ・ 資料説明：民間事業者による産業廃棄物処理施設設置に係る経過等について（平成24年10月18日付環境部調製）

○委員長（小山 直子）

- ・ 各委員から何か発言あるか。

○佐々木 信夫委員

- ・ 新聞報道によると、町内会から要望書が提出されたということだが、それはどのような内容なのか。文書で提出されたものか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 周辺「6町会」（後刻「7町会」に訂正）からの要望は、11月8日付けで文書の形で提出されている。内容については、計画されている処分場の位置は水道水源や浄水場に近いということ、近隣の農家が地下水を農業用水として使用していること、四季の杜公園や学校が近いということに対する不安のため、施設の必要性については議論はあったようだが、申請地での建設に反対するという内容である。

○佐々木 信夫委員

- ・ 要望書はもらうことはできないのか。

○委員長（小山 直子）

- ・ 相手方があることで、議会ではなく市に提出したものである。情報公開請求で出すというものであれば委員会に出すことができるものだと思うが、環境部としてはどうか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 提出者の意見も伺い、特定の名前等の部分は、文書法制課と協議しながら検討させていただきたい。

○委員長（小山 直子）

- ・ 協議して出せるということであれば、出していただくということによろしいか。（異議なし）

○本間 勝美委員

- ・ 先ほど、6町会という答弁だったが、新聞報道では7町会ということだった。桔梗町会、石川町会、赤川町会、北美原町会、桔梗北町会、桔梗西部町会の6町会に美原グリーン町会をプラスして7町会と私の調べではなっているが、具体的な町会名を教えてください。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 赤川町会、石川町会、北美原町会、桔梗町会、桔梗北町会、桔梗西部町会、美原町会で、指摘のとおり7町会である。

○本間 勝美委員

- ・ 類似施設として、埋立処分場では様似町の一般廃棄物の処分場があり、焼却施設は道内には該当する施設はないということだったと思うがいかがか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今計画されている施設は、埋立処分場からの浸出水を処理して、それを焼却炉でガスを冷却するために使用するという焼却炉と処分場が一体となって稼働する施設だが、それと同様の形の施設が様似町の施設ということである。

○本間 勝美委員

- ・ 埋立処分場と焼却施設が同じ場所にあるのは道内では1カ所もなく、今回の施設が初めてということになると思うがいかがか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 処分場と焼却施設が併設されている施設は道内にはある。処分場は処分場として処理した水を河川に放流して、焼却炉は焼却炉で動いているという施設は道内にあるが、一体となって稼働しているという意味での産廃施設は道内では確認されなかったということである。

○本間 勝美委員

- ・ 処理水は河川には放流せず、循環させるというイメージだと思うが、結局、その循環させた水が最終的にどうなるのかよく理解できなかった。循環させるということは10年間ずっと同じ水が稼働しているわけではないと思うがいかがか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 焼却炉は構造上、800度以上で燃焼させて、その燃焼ガスを200度まで急冷させるということが必要になる。これはダイオキシン対策で法律で決まっている部分である。事業者の計画では、その冷却をするために井水や雨水を利用して噴霧をして、いわゆる気化熱で温度を下げるという方式をとる。この時に処分場から出る浸出水も合わせて噴霧をして冷却水として使用していく。一部は処分場に戻して散水に使うという計画になっている。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 循環させる水だが、水処理施設で川に放流しても大丈夫な基準値内の水、それと同等以上の安全基準を満たしたもので循環させていくという形になっている。

○本間 勝美委員

- ・ 埋立処分場と焼却施設の設置面の標高がどれくらいか今回の縦覧資料の中にはなかったと思うので、教えていただきたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今、図面が手元にないので詳細の高さは把握していないが、現行の高さが二百数十メートルだと思うので、そこを平らにするということで概ねそれ位の高さだと認識している。

○本間 勝美委員

- ・ 施設が位置する場所の標高がわかるものをいただきたい。

○委員長（小山 直子）

- ・ それは資料要求として要求したいということか。

○本間 勝美委員

- ・ はい。

○委員長（小山 直子）

- ・ 設置面がどれくらいの標高にあるのか図面で知るため、委員会として資料要求したいということだが、各委員いかがか。（異議なし）
- ・ 環境部としては図面を出していただけるか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 申請書の中にあれば、縦覧しているのですぐにお示しできるかと思うが、なければ環境部で作成する形になるので時間をいただかなければならない。いずれにしても、提出させていただきたい。

○委員長（小山 直子）

- ・ よろしく願います。

○本間 勝美委員

- ・ 周辺には市民の水がめになっているダムがあるということが大きな問題だと思う。今回の7町会の

要望書も産廃施設については認めるが、水がめになっているダムがあまりにも近いということ、周辺は農業地域であるということで反対の要望が出されたと思う。周辺地域を見ると、新中野ダム、笹流ダム、低区と高区の浄水場等々の函館市の水道関係施設が集中している。それぞれの施設からの距離もしっかりと把握しておかなければならないと思うので、教えていただきたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 水道水源と今回計画されている産廃施設の位置図については、11月30日付けで民生常任委員会に提出している資料に計画場所、ダムや浄水場の位置関係を載せているので確認いただきたい。

○本間 勝美委員

- ・ 今回、7名が専門委員として選定されている。亀田中野地区の自然を守る会の方々からの要望に対してすぐに対応してくれたということだと思う。7人の選定に当たってどういった論議をされてきたのか。要は、例えば、原発について安全神話の中で専門委員が選ばれたが、推進側の方が入ってしまったがために第三者的な目、客観的な目で見ることができなかったという反省点があると思う。今、大飯原発の活断層の問題で議論されている。そういう意味では産廃処分場、焼却施設についても客観的に見ていかなければならないと思う。専門委員の選定はどういう基準だったのか問われると思う。その辺で話ができるのであれば、少しお聞きしたい。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ この分野にはいろいろな専門家がいる。今回は水道水源や農地に近いということで、市民からいろいろ御意見をいただいているので、そういう分野に精通をしている方や、過去に起きた廃棄物処理施設の事故でも事故調査委員会がその自治体で立ち上がっているが、そういう委員会にも入っているりと経験がある方を基準として選んでいる。

○本間 勝美委員

- ・ 専門委員会は非公開ということである。条文を見ると、委員長が認める範囲内で住民の意見を聞くということもうたわれている。もしそういう機会をつくるのであれば、どういう形で、どういう方法でそれが実現できるのか知りたい。今、7町会が反対の要望書を上げている。恐らく市民は今回の計画について疑問がたくさんあると思う。専門委員の方々に市民にはこういった声があるということを確認に伝えるためには、委員会にそういった方々を入れるということも必要かと思う。条文の中にはそういったこともうたわれているので、どういう形で、どういう方法でそういう機会ができるのか、教えていただきたい。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 利害関係者の意見については、12月6日まで提出していただくことは可能である。そうした意見も委員会の中で委員にお伝えする。その中で内容がよくわからないということになれば、委員長の判断で出席していただく場合もあると考えている。

○本間 勝美委員

- ・ しっかりと条文に照らして、より公開性のある委員会にしていくためにも、市民がどういう形で入ることができるかホームページで知らせてほしいがどうか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 条文の部分については、確かに規則には載っているが、改めてその部分については環境部の特別の項目を設けているので、ここにこういう項目があるということはさらに付け加えることは可能だと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 専門委員会が呼ぶというのは、12月までに意見が出ていなければ呼ばれることはないということになるのか。利害関係者から意見が出て、その意見が文章だけでは不十分だというときに専門委員会のほうで呼ぶということであって、意見が出ていなければ呼ぶという手続は行われたいということではないのか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ そういう意見がある場合もある。または委員会に市民のこういう要望があるということを伝えた中で聞く必要があるということであれば、それは委員長の判断でという場面も出てくるかと思う。すべて委員長の判断になるものと考えている。

○本間 勝美委員

- ・ やはり公開性が求められると思う。今は非公開ということで、密室の中で協議されている。本当に第三者的な、客観的な目で審議されているのであれば市民に公開しても別に問題ではないと思う。今回、原発のいろいろな動きを見ても、委員会が公開されている、テレビ中継もされているということを考えれば、積極的に公開すべきものではないかと思うがどのような認識か。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 委員からそういった意見もあると専門委員会の委員長に伝えてまいりたい。ただし、賛成、反対いろんな方がいる中で、いろいろな行動をされる方もいると聞いている。道内で言えば、公開については、北海道、札幌市、旭川市では、委員会の部分は非公開となっている。ただし、会議録について函館市としては、委員会の中でこれは公開していこうという形になっている。それについても北海道では一部公開、札幌市は非公開という形だが、函館市としては、情報は公開していくというスタンスは常に持っていきたいと考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 10月29日に第1回目の委員会が開かれて、そこで討論された、質疑されたものも含めて、公開していくということによいか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 今、その部分については各委員に内容等を確認していただいているので、確認でき次第、公開してまいりたい。

○本間 勝美委員

- ・ 先日、10月後半に函館市内で発行されているある経済誌の中で、この事業計画について触れられた記事を読んだが、産業廃棄物について地産地消は当然だと述べられている。私の認識では、一般廃棄物は、地産地消という言葉がふさわしいのかわからないが、その自治体で責任を持って最後まで処分、処理する、産業廃棄物は、広域処理が原則だったと思う。そういう意味では地産地消という言葉はなじまない、自治体で出た産業廃棄物は何が何でもその自治体で処理しなければならないということ

はないと思うがいかがか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 産業廃棄物については、一般廃棄物と違い区域内処理が原則とはなっておらず、全国、広域処理が原則となっている。それは法律上の話であり、北海道では、資源循環型推進条例の中で道外産廃は受け付けないというきまりもある。そういう意味では、なるべく道内で出たものは道内で処理をするというつくりになっている。

○本間 勝美委員

- ・ 道南地域で出された産業廃棄物の量は、函館市が圧倒的に多いと思っていたが、渡島・檜山管内から出される産廃の量が相当多くて、函館市はそんなに多くないということがわかった。今回計画されている処分場で、地産地消であれば函館市だけの産廃が入ってくると思うが、恐らく広域処理という観点からすると道南各地の産廃が函館市に持ち込まれる。あるいは、現状は道南地域に産廃処分場がないので胆振管内、空知管内などに行っているごみが逆に函館市に持ち込まれるということも考えられると思うが、環境部の認識はどうか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 確かに渡島・檜山管内は、家畜の量が多いなど地域特性があるので、函館市よりも多い形となっている。今、実際に函館市以外、空知、胆振のほうに行っている産廃のうち一定の部分については、事業者の計画している処理施設に入ることは否定できないと思っている。

○本間 勝美委員

- ・ 先日、大雨が降り、桔梗地区、石川地区、亀田中野地区で大きな被害があり、森病院から上の市道が通行止めとなった。今回、地域の開発で森林が伐採されることによって、今でも大雨で桔梗町の旧国道くらいまで上のほうから水があふれ出る形になっているのが、今回の計画でさらに大雨に対する被害が想定されると思う。今回、いろんな立場の方が専門委員になっているが、地質だとか、大雨に対する被害、今回の大雨に対する被害について検討する場面は設けられるのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 今回の大雨については特段議論されない。ただし、当然一定の開発行為が伴うので、都市計画法に基づく開発行為の許可が必要となり、その中で雨水がどういうふうに流れるのか、調整池、沈砂池含めて、一般的な事項として他法令だが審査されることになる。

○本間 勝美委員

- ・ しっかり審査をしていただきたいと思います。
- ・ 現状は函館市内に産業廃棄物の処分場はないということだが、現在、江差町に計画されている。過去には、旧戸井町に安定型の産業廃棄物処分場があった。要綱が制定されたのは合併する前だと思うが、現行の要綱は、旧函館市域に限ったものだと思う。合併後、なぜ標高が200メートル以上もあるところに処分場をつくらなければならないのかと思う。もっと適地があると思う。旧4町村の地域、あるいは周辺の北斗市、七飯町、さらに道南を含めて、函館市として積極的に道南地域の産廃のあり方についてどうなのかというイニシアチブというか、そういうことを1回でも示したのか。広域処理という観点に照らせば、函館市以外の渡島・檜山から出される産廃のウエイトが結構あるので、中核

市である函館市がイニシアチブを発揮して、道南の産廃をどうするのかという検討会みたいなものを設けるべきではなかったのかと思っているが、どういう認識でいるか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 4支所管内の部分については、合併前に旧4町村がそれぞれ廃棄物処理施設の立地に関する規制基準を持っていた。合併した平成16年12月1日以降、旧4町村の部分については同様の立地基準を踏襲している。道南における函館市の果たす役割として産廃の会議はできないのかということだが、あくまでも道南、道内の産業廃棄物をどういう方向にもっていくかという部分については、北海道が廃棄物処理計画を立てるということになっているので、その中で当然、許認可権を持っている函館市もそういう役割を果たしていくのか議論されると思っている。あくまでも道の処理計画の中での話になるかと思う。

○本間 勝美委員

- ・ 今回は民間の事業者が計画しているわけだが、実際、例えば、医療系廃棄物一つを見ても、函館市内で最終処分ができないので、管外に行っている。立地する自治体からも道内の他都市から受け入れるのは勘弁してほしいということで、函館市に対してそのような声が寄せられていることはあるのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ そのようなことはない。

○本間 勝美委員

- ・ 今現在、医療系廃棄物については、市立函館病院、市立恵山病院、市立南茅部病院を含めて民間の事業者へ委託し、最終的に砂川市に入っていると思うが、そういった自治体からは一切声が上がっていないということである。今は、産廃処理行政が滞りなく行われているということではどうか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 廃棄物処理法にのっとった形で適正に処理が行われていると考えている。

○本間 勝美委員

- ・ 500メートルの外側に位置している部分の環境がどうなるのかというところが問われてくると思う。産廃処分場、焼却施設までのアクセス道路についての問題だが、この間、事故が頻発している。11月10日に事故が実際に起きている。計画地から550メートルぐらい先に民家があるのだが、その家の前の道路から11月10日の昼頃に計画している民間事業者のトラックが畑に転落している。11月7日にも起きている。これを見ると実はトラックはそんなに大きくはない。恐らく4トントラックぐらいだと思うが、今後、計画が進むと、もっと大型の車が頻繁にこの道路を走ると思う。今の時期はまだ路面が凍結していないが、積雪期になると、ますます道路の状況は悪くなる。この周辺に住んでいる方、農家にとっては、畑に転落しているということで、事故は大きな問題になると思うが、アクセス道路についてどのような認識でいるのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 11月7日、10日の事故については把握していなかった。アクセス道路については、あくまでも廃棄物処理法の規定の中では、交通量がふえることによる騒音、振動という観点から審査されるもので、

いわゆる交通安全の部分については審査対象となっていないのが現状である。ただし、一般的な事項としてそういう部分に配慮するということはあるかと思うので、専門家の意見を踏まえながら考えていきたい。

○本間 勝美委員

- ・ この間、函館市の様々な部局からもいろいろ情報を収集していると思う。道路の問題に関しては土木部だと思うが、それぞれの部局でどのような問題が出されてきたのかということも公開していかなければならず、委員会としても知るべきだと思う。道路の問題一つをとっても今のようなことが起きているので、各部局でどういった認識に立ったのか、どういう議論がされてきたのかということは委員会としても積極的に知る必要があると思うがいかがか。

○委員長（小山 直子）

- ・ 環境部として、各部局と話し合いをした経過はないのか。現時点ではまだ協議していないということか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 道路幅等の問題については、今、関係部局と話し合いをさせていただいている。7日と10日の事故のことはとらまえていないが、関係部局に伝えながら協議をしていきたいと思っている。そういったことで関係部局とは協議させていただいている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 協議の内容について資料を出すことはできるか。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 事業者が土地を所有しており、待避路、待避場所というような部分も考えるという話もあったり、いろいろあるが所管が環境部ということにはならないので、関係部局には伝えている。他の部分についてもそういうものがあれば、関係部局にも伝えてまいりたい。

○本間 勝美委員

- ・ どのような形で協議されてきたのか委員会としてもおさえていく必要がある。どのような議論がされてきたのか求めたいと思う。

○委員長（小山 直子）

- ・ 関連する部局との話し合いの状況について、資料を出してほしいということだがいかがか。（「委員長、議事進行」と福島委員）福島委員。

○福島 恭二委員

- ・ 環境部が責任をもってきちんと対応するという態度を示してもらわないと、今みたいな議論になる。何か人ごとみたいな答弁ではまずいと思うので、きちんと責任を持って対応しますと言えばいいことだと思う。そういうスタンスで臨んでいただきたい。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 関係部局は、民生常任委員会の所管以外のところもあるので、議会事務局とも調整させていただきながら対応してまいりたい。

○池亀 睦子委員

- ・ 前々回の委員会で、道路幅については、土木部とも精査するような答弁をしていた。例えば、こういう事態が起こったときには感染の問題が懸念される。要するにC型肝炎の注射針だとかが広がったときにどうするのかというところを市民は本当に心配している。四季の杜公園があって、たくさんの人たち、子供たちも散歩をするということを想定しながら、こういう事態が起きるということを予測しながら丁寧に対応してくださいと言ったのはそういうところからである。市としては、基準を満たせば許可せざるを得ない状況もあるということは理解するが、7町会の思いをしっかり行政として受けとめ、一つ一つの不安に対して全面的に全力で回答し、対応していくことが行政として一番求められることだと思う。道路幅がこれでいいのかということも申し上げてきた。ダイオキシンが出ると言っても、どのくらい出るのか。ダイオキシン自体は生活の中にいっぱい存在するから怖いものではないが、産廃処分場から出るとなると感覚、とらえ方が全く別である。きちんとその辺の資料を提出していただいたので、丁寧に一生懸命やっているなど公明党としては評価している。道路幅一つにしても、土木部ともいち早く、どうすれば不安を改善できるのかとか、その辺をやっているのかと思っただけでやっていない。それでは理解は得られないと思うのでよろしくお願ひしたい。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 今の御意見を真摯に踏まえ、関係部局と協議してまいりたい。

○佐古 一夫委員

- ・ 先ほどから他の委員からも、函館の水がめ、貴重な水源に近いところに設置されるから心配だという話があったが、私もそう思っている。理論的にはコンクリートか何かで囲ったところにシートを敷くから漏れないという前提でやっているが、同じ方式で国内でやっている所で事故もあったというようなことも聞いている。万が一、そういうことが起こった場合に地下水が汚染される。水源に関わる河川と谷が違うからという話もあったように聞いているが、地下汚染となると別の視点になる。地下の水脈だとか構造などは審査の対象に入っているのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 地下水の流れについては審査の対象となっている。

○佐古 一夫委員

- ・ 対象となっているということであれば、事業者はそれらを事前に調査し、申請をしているわけである。それも対象になっているということは審査の対象にもなっているわけである。結局、破れない、漏れないという前提であれば地下がどうなってもよいわけであるが、審査の対象となるということは、どのような基準になるのか。万が一、大丈夫だと言われているものが破れて、地下に汚染物質が浸透していくというときに、地下の水脈等がどうなっているのかというのが問題になるが、審査項目にあるのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 地下水については2点の観点から見ていくことになる。1点目については、万が一事故があったときに地下水に与える影響という部分である。あとは、現行地下水がどちらかという表層部に近い場合、そこを掘削したときに地下水の流れが変わるということもあるので、そういう観点からも調査しているという形になる。

○佐古 一夫委員

- ・ 許可処分になったときには、万が一シートが破れて地下汚染があっても心配ないから地下の調査については大丈夫だという判断となるということによいのか。

○環境部環境対策課長（栗谷 正尚）

- ・ 一つの考え方として、土壌汚染対策法がある。その中で汚染物質が地下でどういうふうには拡散していくかということがある。例えば、重金属や揮発性有機化合物など、その物質によって吸着を繰り返したりとかいろいろある。地下水の流向、流速によってどれぐらいのスピードで拡散していくのかというものがガイドライン的に示されている。そういうものを勘案して、万が一事故があったときに、当然早期に発見して、拡大していかないような措置をとることが第一優先になる。その中で囲い込みをして拡大していかないような事故時の措置という部分についても、専門委員の方々からも意見を聞きながら対応してまいりたい。

○佐古 一夫委員

- ・ 専門の方の意見も聞きながら進めていきたいということだが、そのところが心配なので、そういうことが検討されて、こういうことであるとわかったときには委員会にも報告していただきたい。

○池亀 睦子委員

- ・ 産業廃棄物を出す側がマニュアルをきちんと守ればいいが、昨年8月の国立市の産業廃棄物処理場のほか、今年に入ってから1カ所、爆発、炎上し、全焼している。幾ら施設側がきちんとやっても、出す側に何かあったときに、そういうことが想定される。当然、専門家が検証していくと思うが、消防署はどのように考えているのか。要するに爆発、炎上したときに大気汚染はどうなるのか、消火活動ができるのか。石川から放水できるのか、消火栓がないのにどうやって対応するのか、その辺もよくよく検討されなくてはいけないと思うので、前回も申し上げたが、その辺もきちんと答えていただきたい。

○環境部長（小柳 辰夫）

- ・ 許可する前段で各部局に意見をいただく部分もあるし、こちらからもこういう部分はどうかと申し上げる部分もあるので、そういう形の中で各部局と協議してまいりたいと考えている。

○委員長（小山 直子）

- ・ 他に発言あるか。（なし）
- ・ それでは理事者は退室願う。

（環境部退室）

○委員長（小山 直子）

- ・ それでは本件については、資料要求をしたということもあるので、継続して調査していきたいと思う。
- ・ 閉会中に委員会が行った調査については、次の定例会で報告することとなるが、委員長の報告文については委員長に一任願いたい。（異議なし）
- ・ これで閉会中継続調査事件を終わる。

3 その他

○委員長（小山 直子）

- ・ 閉会中継続調査事件の地域福祉とコーディネーターについてだが、本件については、昨年9月16日に調査事件として決定して以来、当市の現状把握、市川市、鳥取市の行政調査、社会福祉協議会との懇談、モデル事業の活動拠点である万代町会館の現地調査やコーディネーター等との懇談などを行い、事業実施における課題、問題点等について調査を進めてきた。そこで正副委員長としては、これまでの調査を踏まえ、課題等を整理し、次回以降まとめに向けた協議を行っていきたいと考えているがいかか。（異議なし）
- ・ その他、各委員から何か発言あるか。（なし）
- ・ 散会宣告

午前11時23分散会